

常総市放課後子ども総合プラン 常総市放課後児童クラブ申請案内（令和2年度用）

1. 児童クラブとは

保護者の就労等の理由で、放課後や学校休業日に留守家庭となる小学校6年生までの児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設です。

2. 利用資格について

次の(1)～(2)をすべて満たしている方が対象となります。

対象	(1) 本市に在住又は在学する小学校1～6年生児童 (2) 保護者の就労・疾病・家族等の介護・出産等により、家庭で適切な支援を受けることができない児童
備考	※1:上記基準が満たされていても、定員超過等の理由から、利用できない場合があります。定員数超過時は、受入優先基準をもとに優先順位の高い方から利用可能となります。 ※2:産休期間中(産前8週・産後8週)及び育児休暇期間中の家庭は、利用対象です。 ※3:祖父母の状況は問いません。 (両親が就労等で児童の監護ができない家庭であれば利用対象となります。)

3. 利用場所・利用日・時間等について(民間児童クラブは13及び表1に記載)

場所・利用期間・開所日・時間、休所日について

開設場所	4ページ表1参照	
利用期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ※年度毎に申請が必要です。	
開所日	開所時間	備考
授業日	下校時～19:00	(土曜日の利用について) ・水海道小、石下小児童クラブについては、1日利用を希望する他の児童クラブ利用者も利用可能 ・前月20日までの予約制 (小学校休業日の利用について) ・他の公立児童クラブも利用可能
第1・3土曜日 ※水海道小・石下小児童クラブのみ毎週開所	7:00～13:00 ※水海道小・石下小児童クラブのみ7:00～19:00まで開所	
小学校休業日	7:00～19:00	
休所日		
①上記以外の土・日・祝日 ②お盆(8/13～16)、年末年始(12/29～1/3) ③台風・大雪・伊弉諾等による小学校の臨時休校日(授業途中の臨時休校も含む)		

4. 当初の利用申請・審査結果について

(1) 提出書類・申込期間・利用開始日について

提出書類	①常総市児童クラブ利用申込書(両面) ②就労証明書兼自営・農業従事申告書又は療養・看護・介護状況申告書 ※両親分のみ提出してください。 ③常総市児童クラブ使用料減免申請書 ※必要な方のみ提出してください。 ★★注意★★ 書類不備・不足は受付不可となります。		
	提出期間	結果発送日(予定)	利用開始可能日
	令和元年8月19日(月)～令和元年9月30日(月) ※新1年生の提出期間は令和元年11月15日(金)まで	令和2年1月中旬	令和2年4月1日(水)
備考	※1:提出期間以降の申込については、4月1日以降の利用になることがあります。 ※2:提出期間内に申込まれた方を優先して審査します。 ※3:求職中の方は、こども課にご相談ください。 ※4:提出書類(申請書類等)については、常総市ホームページからダウンロード可能です。		

(2) 配布・提出先について

場所	住所	受付時間	TEL・FAX
①各児童クラブ ※11月15日(金)まで提出可能です。	4ページ表1参照	平日 13:30～18:30 休業日 8:00～18:30 ※休所日を除く	4ページ表1参照
②こども課(本庁舎)	水海道諏訪町3222-3	平日 8:30～17:15	TEL 0297-23-2914 FAX 0297-23-2105
③暮らしの窓口課(石下庁舎)	新石下4310-1	※土日祝日を除く	TEL 0297-44-7844 FAX 0297-42-0156

5. 4月以降の新規申請(通常利用・長期休暇のみ利用)、内容変更について

4月以降の新規申請、内容変更について

内容	通常利用	学校休業日のみ利用(夏冬春休み等)
受付	随時受付	下記のとおり
締切	毎月15日締切(1ヵ月単位) ※15日が土日祝日と重なる場合は前日が締切日	長期休暇開始日から利用の場合 夏休み=6月末日 冬休み=11月末日 春休み=2月末日
利用開始日	締切日の翌月1日から	長期休暇開始日から
提出書類	新規申請の場合 『4-(1)-提出書類』と同じになります。 内容変更の場合 ①申込事項変更届 ②就労証明書等(必要な方のみ) ※1:②は勤務先、勤務日、勤務時間の変更時のみ提出 ※2:勤務関係、利用内容の変更については、内容を審査し結果を通知します。 ※3:住所、氏名等の審査の必要がない変更は提出のみとなり、通知はしません。	
結果発送日	締切月の20日頃	夏休み=7月上旬 冬休み=12月上旬 春休み=3月上旬

6.退所について

退所手続について

提出書類	利用中止届	提出先	①児童クラブ ②こども課 ③暮らしの窓口課
------	-------	-----	-----------------------

7.利用取消し・停止について

次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合は、利用許可の取消し又は利用を停止することがあります。

該当要件	(1)申請の内容が事実と異なる場合 (2)利用児童が疾病・その他の事由により、集団生活が困難と認められるとき (3)許可通知書に記載してある利用許可日が守られないとき (4)利用許可後に配布する、『児童クラブ利用のしおり』(予定)に記載されている決まり等が守られないとき (5)児童クラブ使用料を2カ月分滞納したとき
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8.送迎について(民間児童クラブは表1に記載)

送迎について

利用日	対象児童	通所	帰所
放課後	小学校と同一敷地内の児童クラブ児童, 三妻小学校児童	徒歩	保護者等
	大生・五箇・菅原小学校児童	ワゴン等	
学校休業日	全児童クラブ児童	保護者等	
放課後ふれあいスクール終了後	小学校と同一敷地内の児童クラブ児童	徒歩	
	大生・五箇・三妻・菅原小学校児童	ワゴン等	
備考	小学校と同一敷地内の児童クラブについては、小学校の兄弟の下校班との下校も可能です。(下校する小学生の兄弟に引き渡しとなります。)		

9.使用料、おやつ、飲物、活動費(ﾊﾞｯﾄ)、お弁当について(予定)

(1) 使用料等について

種類	料金	備考
使用料	下記(2)参照	
おやつ	1日:80円 ※食べた日数で計算	・児童クラブ開所日の全日提供します。(学校休業日も含みます。) ・料金、内容、提供方法等は変更になる場合があります。
イベント	内容により異なる	
お弁当	1日:500円程度(予定) (注文・自宅から持参の選択制です。)	・小学校で給食の提供がない日(学校休業日・午前日課授業日)のみ提供します。 ・4月1日より開始予定です。 ・業者、詳細な内容等は決定次第、ご周知いたします。

※おやつ・お弁当の内容については予定ですので変更になることがあります。

(2) 使用料金表

区分		料金	開所時間	
月単位の利用 ※1	8月以外の月 (月～金)	利用日数(10日以内)	2,000円	放課後～ 19:00
		利用日数(11日以上)	3,000円	
	8月 (月～金)	利用日数(10日以内)	3,000円	7:00～ 19:00
		利用日数(11日以上)	4,500円	
期間利用 (右記期間内の月～金) ※2	学年始休業日(4月中の春休み期間) ◎期間=4/1～4/5		1,000円	
	夏季休業日(7月中のみ) ◎期間=7/21～7/31		2,000円	
	冬季休業日(冬休み期間) ◎期間=12/25～1/7		1,500円	
	学年末休業日(3月中の春休み期間) ◎期間=3/25～3/31		1,000円	
土曜日利用加算(1日につき)		300円		
備考	※1:月単位の利用については、夏休み(7月分)・冬休み・春休みの利用を含みます。 ※2:期間利用については、その休業日にかかる始業式・就業日、県民の日、創立記念日、振替休校日、家庭訪問期間及び新1年生の午前日課授業期間を含みます。			

(3) 使用料等の納入について(予定)

納入単位	月単位(1カ月分)	
納入額の通知	利用月の翌月中旬以降に通知 ※引落日前までに通知します。	
納入方法	口座引落しの場合	利用月の翌月下旬に口座引落とし
	現金支払いの場合	支払期日(翌月の下旬)までに児童クラブにて支払い
備考	※1:口座引落としの手続き書類等は、4月以降にお渡しします。 ※2:納入方法等については、予定ですので変更になることがあります。	



10. 使用料の減額・免除について

次の要件に該当する方は、使用料が半額、無料、減額又は免除となります。減額・免除を受けるためには、使用料減免申請書等の提出が必要となります。

提出先		1.児童クラブ 2.こども課 3.暮らしの窓口課		
	対象	内容	提出書類	備考
①	同一世帯に児童クラブ利用児童が2人以上いる場合の2人目の利用児童	半額	無	重要 ・2人目以降の数は、高学年から1人目の数え順になります。 ・2人以上登録している世帯で、1人目が月単位(1カ月間)で1日も利用がなかった場合、2人目の使用料は半額にならず、1人目分の使用料となります。3人目以降も同様です。
②	同一世帯に児童クラブ利用児童が3人以上いる場合の3人目の利用児童	無料		
③	児童クラブ利用年度の前年度の住民税が非課税の世帯	半額免除	使用料減免申請書	当市で課税状況が確認できない方(転入者等)は、 非課税証明書 を一緒に提出してください。
④	生活保護受給世帯	全額免除(無料)		
備考	※1:①及び③の両方に該当する場合は、①による半額の額のさらに半額を減額します。 ※2:③及び④について使用料減免申請書が未提出又は、提出されていても減免許可となっていない場合、減額・免除は適用されません。 ※3:減額・免除については、減免許可が適用となる月より前に遡っての還付はできません。利用申込書等と併せて必ず使用料減免申請書を提出してください。 ※4:年度途中から使用料減免申請書を提出し許可となる場合は、使用料減免申請書を提出した月の翌月分の使用料から適用となります。			

11. 使用料計算例

例1

登録児童	3人(兄・弟・妹3人の児童)
利用月	6月
利用内容	3人とも同じ利用=平日:14日・土曜日:2日
計算内容	1人目:3,600円(平日3,000円+土曜日600円(300円×2日)) 2人目:1,800円(平日3,000円+土曜日600円(300円×2日))÷2 (減額・免除内容の①より) 3人目: 0円(減額・免除内容の③より)
合計使用料	5,400円

例2

登録児童	2人(兄・弟2人の児童(非課税世帯))
利用月	9月
利用内容	1人目:兄=平日:14日・土曜日:3日 2人目:弟=平日:9日・土曜日:1日
計算内容	1人目:1,950円(平日3,000円+土曜日900円(300円×3日))÷2 (減額・免除内容の③より) 2人目: 575円(平日2,000円+土曜日300円(300円×1日))÷2 (減額・免除内容の①より)÷2(減額・免除内容の③より)
合計使用料	2,525円

12. 傷害保険について (公立のみ対象)

保険名	放課後子ども事業総合補償制度	負担額	年額600円
保険対象	(1)児童クラブの活動中 (2)通所途上(合理的な経路及び方法により往復している間)		
内容	①通院(日額) : 1,500円 ②入院(日額) : 4,000円 ③後遺障害(最高) : 1,000万円 ④死亡 : 1,000万円		
備考	※1:保険料が未納の場合には、児童クラブを利用できません。 ※2:医療機関には健康保険証とマル福で受診してください。後日、必要書類に記入の上、保険会社の審査後に受診回数・ケガの内容等により保険金が支払われます。		

★★注意★★

上記の保険は『放課後児童クラブ』『ふれあいスクール(放課後子供教室)』『常総ほっとサタデー教室』の3事業を一括加入している保険です。いずれかで保険料をご負担いただいている場合は、他の事業申請時の負担は不要です。

13. 民間児童クラブについて(石下・さくら児童クラブ)

入所条件等について

クラブ名	利用条件
石下児童クラブ(西福寺)	下記の要件をすべて満たす児童のみ受入 (1)石下小学校在学(入学予定) (2)石下保育園卒園児
さくら児童クラブ	下記の要件を満たす児童を優先して受入 (1)さくら保育園に弟妹が通園する児童
備考	民間児童クラブについては、 <u>利用条件・内容・保険等が公営児童クラブと異なりますので、詳細については、民間児童クラブにお問い合わせください。</u> (対象学校・学年、利用時間、開所日、移動手段については、表1を参照)

★★注意★★

民間児童クラブで加入する保険については、児童クラブ活動のみ対応の保険ですので、『ふれあいスクール(放課後子供教室)』『常総ほっとサタデー教室』を利用する場合は、別途保険料(600円)をご負担いただきます。

14. 石下地区の児童クラブを希望する保護者の方へ※石下地区の方のみ

石下地区は公立と民営の両方で児童クラブを運営しておりますが、施設の定員数の関係上、希望する児童クラブへ入所できない場合もありますので第1, 2希望を利用申込書の児童クラブ名記入欄に2段書きでご記入いただくようお願いいたします。



表1 (児童クラブ施設一覧表)

	No.	クラブ名	定数	住所	対象小学校 【移動方法】	利用 時間	土曜開所 日・時間	電 話	
公立 (指定管理)	1	水海道小 A	34	水海道天満町 2516-1 (小学校内)	水海道小		毎週 7:00~19:00 (事前予約制)	22-1161	
	2	水海道小 B	38						
	3	水海道小 C	34						
	4	水海道小 D	38						
	5	三妻 A	45	中妻町 2641-2 (第 2 保育所南側)	大生小【ワッ】 五箇小【ワッ】 三妻小【徒歩】			22-7089	
	6	三妻 B	35						
	7	大花羽小	40	大輪町 386-1 (小学校内)	大花羽小 菅原小【ワッ】			24-2939	
	8	豊岡小 A	45	豊岡町丙 3362 (小学校内)	豊岡小				24-0711
	9	豊岡小 B	36						
	10	絹西小 A	45	坂手町 7303-3 (小学校内)	絹西小	7:00~ 19:00	【第 1・3】 7:00~13:00 (事前予約制)	27-0644	
	11	絹西小 B	40						
	12	絹西小 C	36						
	13	菅生小	45	菅生町 4711 (小学校内)	菅生小				27-2289
	14	岡田小 A	45	向石下 1020 (小学校内)	岡田小				42-7890
	15	岡田小 B	29						
	16	玉小	40	若宮戸 794 (小学校内)	玉小				43-9105
	17	石下小 A	45	新石下 1907-1	石下小				42-0810
	18	石下小 B	45						
	19	豊田小	38	豊田 2246 (小学校内)	豊田小				42-7831
	20	飯沼小	45	鴻野山 289-1 (小学校内)	飯沼小				43-8101
民 営	21	石下	40	新石下 1034 (石下幼稚園内)	石下小【徒歩】	7:15~ 19:15	【第 1・3・5】 7:15~17:00	42-2300	
	22	さくら	45	岡田 339 (さくら保育園内)	岡田小【ワッ】 飯沼小【ワッ】	7:00~ 19:00	【第 1・3・5】 8:00~17:00	42-5912	

【問合せ先】

常総市役所保健福祉部こども課
 学童係 青木、横島
 TEL 0297-23-2111
 FAX 0297-23-2105
 メール gakudou@city.ioso.lg.jp